



# 島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第40号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 4

**【告 示】**

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準の廃止 (農 業 経 営 課) 4

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第34号）

#### 1 規則の概要

- (1) 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第35号）

#### 1 規則の概要

新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

#### 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第34号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法（）」を「農業保険法（）」に、「第142条の2から第142条の4まで」を「第209条第1項から第3項まで」に、「又は共済事業を行う市町村（第10条第2項において「市町村」という。）」を「及び法第208条に規定する受託者」に改め、「、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）に定めるもののほか」を削る。

第2条中「農業災害補償制度」を「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改め、同条第1号中「共済規程、共済事業の実施に関する条例」を「事業規程」に改める。

第3条中「第142条の3」を「第209条第2項」に改める。

第4条第2項中「農業災害補償法施行規則第46条」を「法第209条第4項」に改める。

第7条第3項中「、市町村长」及び「身分証明書及び」を削り、「提示して検査を行う旨を告げるものとする」を「提示するとともに、身分証明書を携行しなければならない」に改める。

第10条第2項中「にあっては監事、市町村にあっては監査委員」を「の監事」に改める。

第15条第3項中「第142条の4」を「第209条第3項」に改める。

第18条中「組合等において、法令、法令に基づいてする行政処分若しくは定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合等及び農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施」を「知事が、組合等の検査を実施する」に改め、「、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から」を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表面)

		第 号
<u>身 分 証 明 書</u>		
島根県職員		写真貼付
職名	氏名	
年 月 日生		
上記の者は、農業保険法第209条第 1 項から第 3 項までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日		
島根県知事		印

(裏面)

注 意

- 1 本証は、農業共済組合及び農業保険法第208条に規定する受託者（以下「組合等」という。）の検査に際し必ず携帯すること。
- 2 本証は、検査を受ける組合等から請求があったときは提示すること。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 4 検査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返還すること。

別記様式第2号中「農業災害補償法第142条の の」を「農業保険法第209条第 項の」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第35号**

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表新規漁業着業支援運転資金の項中「2.05パーセント」を「1.75パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「0.7パーセント」を「0.8パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

**告**

**示**

**島根県告示第229号**

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成22年島根県告示第263号）は廃止し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

平成30年 3 月 30日

島根県知事 溝 口 善兵衛